

# 明治期の三重県伊賀地域における部落有林野利用と 部落有林野統一事業について

藤 田 佳 久

## 1. はじめに

本研究は明治期を通して三重県伊賀地域の近世の林野がどのように官民有区分され、部落有林野統一事業で再編成される一方、新たな木材の商品価値に対応して植林への試行と私有林化の芽生えも生じたかについて明らかにする。あわせて、三重県が全国的には比較的早く部落有林野統一事業を展開した状況とその要因、地域により部落有林野統一事業による公有林化地域とそれとは状況を変え私有林化地域に地域分化した経緯についても明らかにする。

それらを明らかにするために、地元に存在する絵地図や関連史資料の閲覧、関係者への聞き取りなどを行なった。

## 2. その背景

今日の山間地域では、1960年代に始まる高度経済成長期以降の外材輸入の自由化にとまなう林業不況が契機になって多くの人々が拳家離村や出稼ぎにより都市部へ流出した。以来半世紀がすぎ、世代交代が進む中、林野の所有状況が境界を含め漠とした状況になってしまったことである。山間地域に居住する人々も非林業就業が主流になり、ましてや都市部へ流出した人々は自分の所有する林野の状況やその境界への関心はきわめて低く、そ

こへ外国人所有者が進出する状況も生まれ、問題をさらに複雑化している可能性がうかがわれる。

山間地域をカバーする林野は幕藩体制下では、御林とされた領主側の多様な林野利用を満たした林野以外は、明確な林野所有権は設定されておらず、多くはそれを占有的に利用する農民集団による総有的状況にあり、御林のような明確な絶対的所有権に近いローマ法的林野に対して、占有的利用による惣有的なゲルマン法的林野保有形態が目立った。奥山については法対象にもならない未利用地も残されていた。

明治に入り、新国家財政の基盤づくりのために地租改正が行なわれ、農地についてはフランス民法をモデルにしたまさにフランス革命に匹敵する農民による絶対的所有権の確定作業が進み、農地所有権を手中に入れられなくなった幕末の官軍の下級武士層はその不満を西郷隆盛をかつぎ出し西南戦争を生起せしめたことはよく知られている。

しかし、林野については民法制定をめざしたポアソナードが水利とともに対処できないほど利用権が複雑かつ漠としており、その理解を越える状況にあったため、江戸時代の慣行を全面的に認める方向をとらざるをえなかった。

そのため、農地の地租改正事業に対して林野は官民有区分が必要となり、折から国家財

(2) 明治期の三重県伊賀地域における部落有林野利用と部落有林野統一事業について

政確立をめざした政府はすぐれた森林資源の官有化を図り、既存農民の入会権排除をめざしたため、混乱と官民有の地域差をもたらした<sup>(1)</sup>。

しかし、明治政府は江戸時代の村（藩政村など課税単位の村）は小規模であり、それまでの寺院に代わる戸長役場や小学校の設置などには財政的基盤が弱いため、区制や大区小区制の試行のあと、明治22年（1889）に内閣の雇い外国人でドイツ人のアルバート・モッセの自治部落制度案をふまえ、市制・町村制を施行した。それは旧来の藩政村をいくつかまとめた規模の近代的行政村（明治行政村）をめざしたもので、この単位で戸長役場や小学校など公的機関が配置された。旧藩政村はこれにより独自の行政力を失い、部落や大字と称されるようになった。

ところで、山間地域の旧藩政村起源の部落や大字は江戸時代に近傍林野を共同利用する入会的林野を慣行的に占有利用するケースが多く、しかも占有範囲や入会範囲は部落の枠を越えて出入する複雑な形態にまで展開するケースが多かった。これが部落有林野である。しかも明治行政村へ合併統合されてもこの部落有林野はそのまま温存され、新たに成立した市・町村の占有や所有林野として統合されたわけではなかった。

そのため、明治政府は新たに誕生した行政村の財政的基盤確立のために、これら部落有林野を新市町村へ移管・統合を指示するが、それに応じた市町村はほとんどみられなかった。江戸時代の長期にわたる藩政村のまとまり意識がそれに応じることを拒絶し、また、実際、これらの部落有林野は耕地の施肥用の採草地、馬など家畜の肥養用採草地、屋根の萱の採取地など部落の生存にとって不可欠な林野利用地であり、それを手離すことは考えられない面が強かったからでもあった。つまり、部落有林野の多くは採草地としての草山で、一部に薪炭生産用の雑木も備えていた

が、全体的には無立木地、禿げ山が卓越していた。

その状況は明治20年代後半の日清戦争による木材価格の上昇により変化が生じた。禿げ山の荒廃地に植林をめざす動きであり、それによって部落自体が将来、財政的に潤おうのではということとともに、植林をすすめた農家の占有権が私有化とつながり始めたことであった。次いで10年後の日露戦争時の木材価格上昇は、各地で先進地奈良県吉野の土倉庄三郎の指導による植林活動「年々戦勝論」が拡大する<sup>(2)</sup>中で、政府は部落有林野統一事業の推進を図った。それが明治38年（1905）8月の「公有林野整理規則」で、さらに同42年には地方長官に「市町村の自治確立」と「部落割拠の排除」の促進を図るよう指示を出し、あわせて部落の独立性を打破する中央集権体制の確立を図った。

こうして木材価格の上昇が山間の村々に新たな局面をもたらすことになった。政府、地方自治体、地主層の連携が新たな経済的、財政的利益をめざすことになったのである。

しかし、その実施はそう簡単ではなかった。部落有林の統一による市町村有林への移行は、採草や柴刈りなど自営の小農家の存立基盤をおびやかすものであり、それに長年の部落のまとまりを一蹴することは困難であった。

結果的に部落有林野統一に直面した各部落は上方からの強権に対応しつつも、多様に対応する知恵もあり、部落内での意見調整、さらに統一対象になった部落間での調整、上方権力との調整などの過程で林野所有の財産区、共有など新たな形態を生み出した。

こうして、時間差の中、明治30年代半ばから大正期にかけて林野の大半を占めていた部落有林野が一気に再編成されることとなったのである。また同時に官林の民有林の囲い込みも進行し、一時は林野面積の半分を占めるほどであった。

林野所有形成史の研究は山村の入会林野を軸にして近代日本の展開の中で多様な形をとりながら推移し、そのため法社会学、農村史、社会史、経済史、制度史、地理学などから多くのアプローチがなされてきた<sup>(3)</sup>。以上は、以下伊賀地域での林野所有と林野利用を部落有林野統一過程と関連させてみていく上での、日本全体の中での大きな流れとして示した。それによって伊賀地域の展開の共通性と独自性を提示することができると思う。

### 3. 伊賀地域における林野利用の初期条件と錯綜する入会林野の展開

#### (1) 地域概況

伊賀地域は三重県北西部にあり、その東北部を鈴鹿山地、東南部を布引山地、南西部を大和高原に囲まれた約690km<sup>2</sup>の広さで、伊賀市と名張市からなる。木津川、柘植川、名張川などが中央部を流れ、小盆地を形成する。周囲は丘陵性の山地に囲まれ、山地面積が80%ほどを占め、地形的側面からみれば山国である。人口は上野市と名張市の中心部を中心に17万人余で、一時は住宅開発がすすみ、人口増がみられたが、近年は停滞傾向にある。

盆地性のまとまりをもち、やや閉鎖的空間を示していたが、名阪道路の開通が大阪経済圏と名古屋経済圏の中間的位置となった立地条件を評価され、企業の進出もみられ、旧城下町や旧宿場町の歴史、観光機能に近代的な商工業が付加された多機能的な地域を形成してきた。それらは狭い盆地底や第三紀層からなる丘陵性台地の上に展開してきたが、最も広い面積を示す山地はもっぱら林野利用が林産物採取から林業へと展開し、戦前の昭和期から戦後の昭和40年代まで経済林をベースにした木材加工、林業地域として名声を博した時期もあった。しかし、今日では外材卓越

下での林業不況により、とりわけ林業部門は大幅に縮小している。

地域を大きくみると、北部は古琵琶湖層の第三紀層からなり、豪雨時には柘植川と地域内下流部木津川流域の地汙りや山地崩壊が洪水とともに生起し、北西部の各河川が合流する一帯で時々災害をもたらしたりした。一方、南部は花崗岩が基調になっており、山地性の地形を呈している。したがって、林野の特性も北部と南部とは異っており、林野利用も異った形で展開してきた。

なお、平成16年(2004)、伊賀地域の西南部の名張市以外の上野市を中心とした町村が合併して伊賀市が誕生し、伊賀市域の面積は伊賀地域の8割を占めることになった(図1)。

#### (2) 近世の林野利用

伊賀地域の広大な面積を占める山地は、古代には都平城京の経済圏として東大寺の建築材を供給したとされ、中世には荘園も形成され、杣人達が木材生産に従事した例もみられた。

江戸時代に入ると伊賀は藤堂支配下におかれ、その前半期は『宗国史』<sup>(4)</sup>の中から林野利用政策がわかる。それらの記録をつないでみると、伊賀では他藩と同様に農業生産の安定化政策にあった。上野を中心とした伊賀盆地は、盆地とはいえ盆地底は狭く、洪積台地や第三紀丘陵が多いため、農業、とりわけ水田の確保と維持は大変であった。台地や丘陵地は用水不足であり、時に発生する木津川と柘植川合流点一帯での洪水災害は水田や畑を流失させた。

その結果、山地は施肥用採草地としての「野」としての草山のウェイトが高く、それに薪炭林用雑木と生活資材用の局地的立木、竹木が付加された状態にあった。のちに隣接する大和国の吉野川流域では吉野林業と称される育成林としての経済林が成立するが、伊

(4) 明治期の三重県伊賀地域における部落有林野利用と部落有林野統一事業について

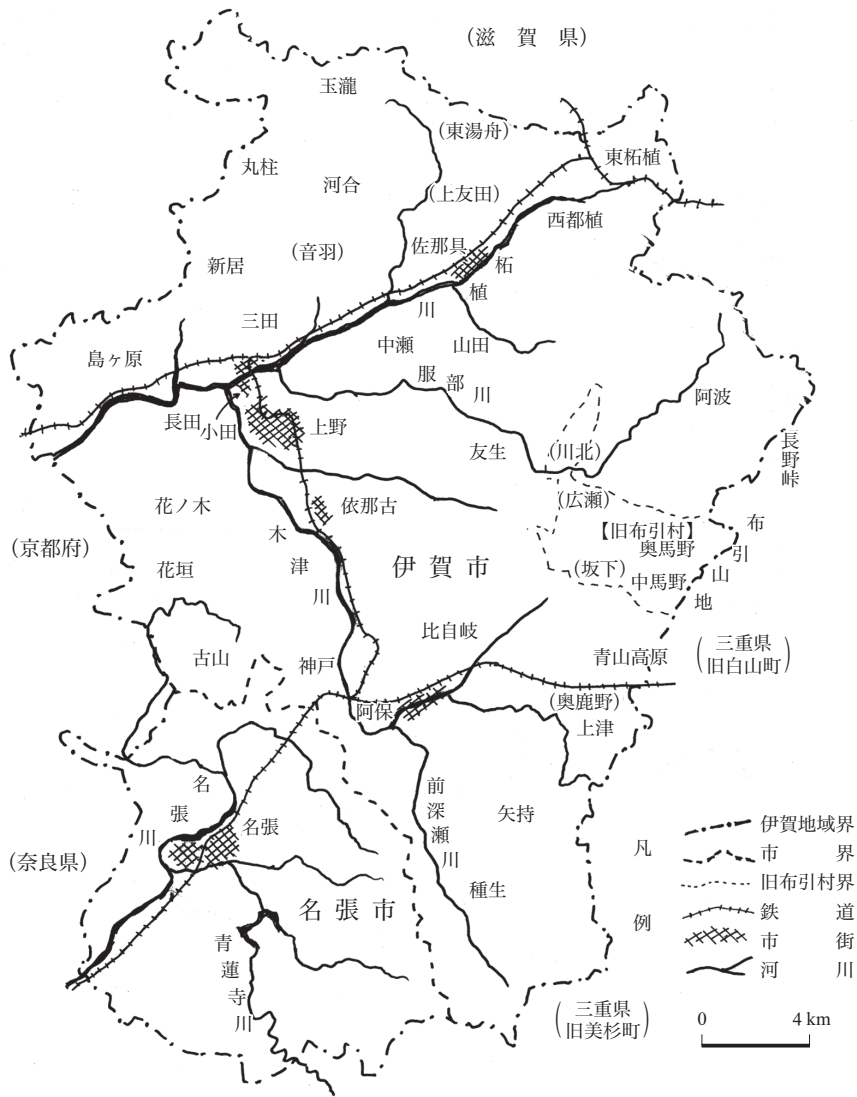


図1 伊賀地域の現在の概況図

賀での植林は限定的な松に留った。藩直轄の留山としての御林も林野の商品化をめざしたものではなく、北部では陶土採取地の確保や丸柱村と周辺に設けられた松茸山用の留山であった。

ちなみに筆者がかつて作成した1850年における全国の林野利用復元図<sup>(5)</sup>からは、伊賀盆地を挟んだ北部と西部の丘陵性山地には松が卓越し、土壌の質が第三紀層起源で良好ではなく、自然植生は松が中心となっていたこ

と、一方、東側と南側は柴や草の植生が卓越し、地域差が明確になっている。この東部、南部は前述したように花崗岩がベースであり、長年の風化で土壌形成が谷間の低地にみられ、そこには天然林の雑木が散在するが、中腹から尾根にかけては農耕用の肥料や農耕馬の餌としての草地として利用されていたことがわかる。それが伊賀の山地の初期条件となった。

このような草山が卓越する無立木地は日本

の中部地方以西では近世当初の新田開発のさいに一気に増大し、採草をめぐる村間の出入争論やそれをふまえた入会慣行が各地に形成された。当時の農業、農家にとって採草地はいかに重要であったか、その結果多くの山地は無立木の禿げ山であったことがわかる。それが中部地方以西の山地についてもその後の林野利用展開の初期条件であった。

以下、その実態を明治初期の絵地図や地籍図そして迅速図からみしてみる。

### (3) 明治初期の林野と入会関係

明治政府へ転換すると、政府の要人が北関東や北海道の森林地を手に入れたり、軍艦製造用に森林地を一方的に確保する動きがあったが、のち、地租改正後の林野の官民有区分時に官林化をすすめるまで林野政策はみられなかった。そのため伊賀地域では藩の規制がなくなり、山奉行や林野の見廻りがなくなった分、農民による林野管理の秩序がなくなり、林野荒廢がすすんだりした。

それが間接的ながら政府に把握されるようになったのが農地中心の地租改正事業、そしてそれより遅れてスタートした林野の官民有区分の中で林野を含めて描かれた絵地図的な地籍図および台帳作成であった。農地は課税の中心であったが、林野は課税の比重が小さかったため、実測的な測量はほとんどなされず、新たに作成された台帳面積は実体にほど遠く、多くは台帳面積が過小な「縄延び」山で、その逆の「幽霊山」が時に存在し、くりかえし転売されることもあった。そんな絵地図だが、当時の林野状況をうかがい知ることは出来る。

図2は旧<sup>ともだ</sup>鞆田村上友田字東谷の土地利用図である。原図は明治18年(1885)に作成された地籍図であり、その図を凡例にしたがって作成した。旧鞆田村は伊賀地域の北端に位置し、基盤の花崗岩上に堆積した古琵琶湖層の丘陵地が標高200m前後に広がっており、その一角の小字領域を示したものである。

同図からは樹枝状の小谷が発達し、谷底は

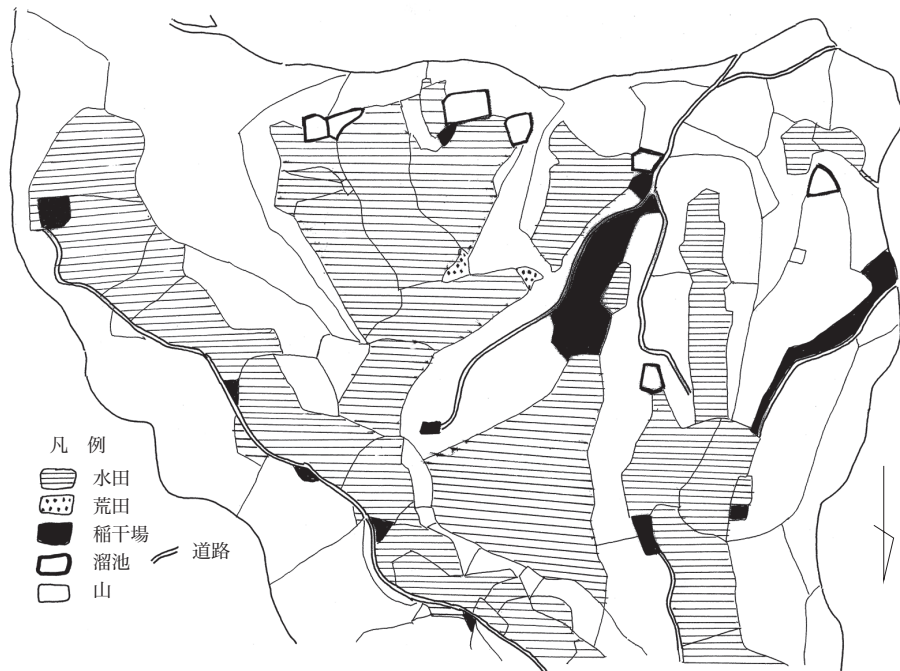


図2 旧上友田村字東谷の土地利用構成 (明治18年地籍図から作成)

(6) 明治期の三重県伊賀地域における部落有林野利用と部落有林野統一事業について

水田として利用され、その先端は刻まれながら伸び、棚田の造成もみられる。谷頭には溜め池が造成され、小河川さえ乏しいこの一帯の乏水的状況をあらわしている。そのため水田は一毛作で、生産力は降水量によって制約された。なお、前述したように同図は実測図ではないため、生活にとって重要な水田、溜め池、稲干場が大きく描かれ、適当な稲干場を持たない農家が共同利用する稲干場は山麓や谷頭部の日当たりや通風のよい場所に配置されている。

そして、丘陵部の山は樹枝状に丘陵部へ食い込む形の水田と一体化され、当時半数の農家が飼養していた馬用の干草や各農家の水田への施肥用の採草地として利用された。明治45年(1912)に刊行された『三重県阿山郡鞆田村村是』<sup>(6)</sup>には、この干草生産量は数万貫で、その多くは水田、畑用の緑肥として利用され、その残りが馬の餌として与えられたと記されている。実際、丘陵性山地は水田開発の進行もあってそれほど広くはないことからすれば、採草地は過度に利用され、潜在植

生はアカマツであるが無立木地として荒廃がすすんでいたものと思われる。

図3は伊賀地域南部の旧阿保村一帯の土地利用を示したものである。旧阿保村の中心集落阿保は伊勢街道沿いの宿駅で、藩政時代には上野、名張とともに商業活動が公認された中心地の一つであった。今日、近鉄青山町駅が設けられ、木津川に沿って旧街道の町並みが色濃く残っている。

同図は明治20年代に作成された2万分の1の実測迅速図をベースに作成したものである。迅速図とはいえ、基本的事項は実測されており、土地利用の実体が示されている。同図の北部を木津川が西流し、沿川に細長い沖積低地が形成され、小支流沿いにも樹枝状の河谷が形成されて、そこは水田化されている。この沖積低地を取り囲む洪積台地では乏水性のため一部の茶園以外畑作もあまりみられない。いくつかの溜池はこの一帯の乏水性を示している。

この洪積台地の奥山が花崗岩を基盤とする花崗岩性のおだやかな山地で、そこへ至る斜

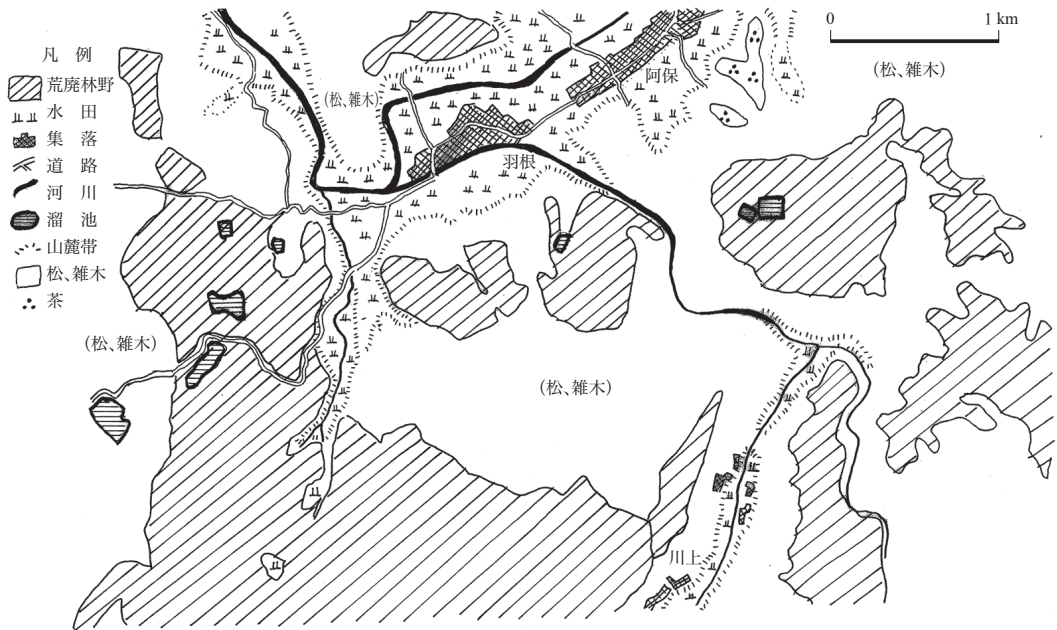


図3 旧阿保村における山野のうち荒廃林野の分布(明治中期実測迅速図より作成)

面にはアカマツを含む雑木林があり、農家の生活資材採取地として利用され、奥山一帯は荒廃林野となり、周辺の村々の入会採草地として利用されていた。当時の宿駅阿保の町からみれば、南方には前面の前山部分にアカマツなど雑木が広がり、その奥は無立木地の手入れもされていない草山が広く横たわっている光景が見えた。その状況は町の西、東、北の方角も規模の差はあれ同様の光景がみられた。つまり、当時の中心地阿保の町は、その近傍に水田、その周辺に雑木斜面、そしてその外側の奥に無立木の荒廃草地在り、その三層带状で町が囲まれていたということがわかる。

図4はさらに東南部の布引山地へ入ったところにある旧矢持村奥鹿野集落一帯の土地利用図で、これも実測迅速図をベースにしている。布引山地は花崗岩系の基盤が表に出た地形で、河川沿いは風化された小盆地状の地形が発達し、そこに集落や農地が立地する型が多い。愛知県矢作川流域ではこのような小盆

地を「洞<sup>ほら</sup>」と称し、中世後半に未開発領主を中心に開拓と村づくりが行なわれてきた。奥鹿野集落はそのような小盆地の山麓部の末端斜面に立地し、水田は河川沿いにわずかしみみられない。集落の周囲の斜面中・下部は生活資材確保のための松を含む雑木であり、その上部の広大な山々はすべて荒廃林野となり、奥鹿野集落は荒廃林野に完全に囲まれた状況にあったことがわかる。

ところで奥鹿野集落を取り囲む広大な荒廃林野は隣接する集落との共有化された入会林野になっている点に特徴がある。このような例はこの一帯では珍しくないが、奥鹿野集落は同図からもわかるように水田が少なく、農地への緑肥採取量は少い筈である。それがこれだけ広大な荒廃林野を抱えていることは他村との共有化された入会林野が広がっているためである。奥鹿野を含む矢持村は明治末期のデータによれば部落有林野の80%余が無立木の荒廃林野であった。これは集落相互の共有化された入会林野の過度な利用が一般化していたためである。

奥鹿野集落の場合、その領域内へ隣接する伊勢路集落と100町部の共有林野をもち、そのほか諸木、福川それに奥鹿野の3集落で共有入会林野をもち、さらにそれに老川集落も加った4村(集落)共有入会、福川および柏尾との3村入会、伊勢路および下川原との3村入会など、多くの複数共有入会が奥鹿野の領域に形成され、それが広大な無立木の荒廃林野を形成していたのである。図5は奥鹿野と共有入会関係にある集落関係の組合わせ図で、6つの組合わせが認められた。奥鹿野集落が隣接集落領へ共有入会関係をもって進出しているケースも認められるが、他集落が奥鹿野領へ進出する形の共有入会関係が多い。これは前述したように奥鹿野には奥山ゆえ水田適

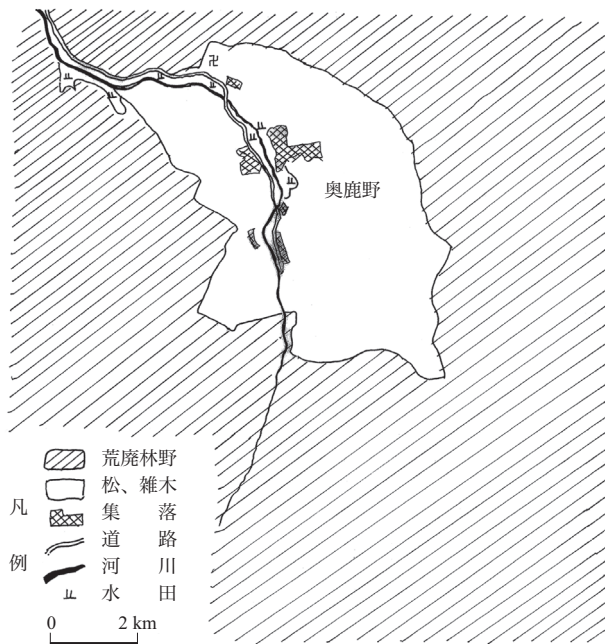


図4 旧矢持村奥鹿野地区の荒廃林野の分布  
(明治中期実測迅速図より作成)

(8) 明治期の三重県伊賀地域における部落有林野利用と部落有林野統一事業について

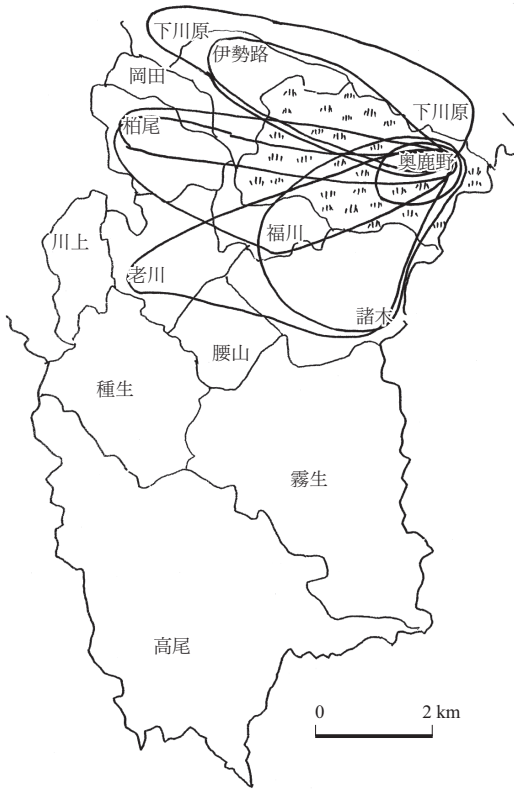


図5 旧矢持村奥鹿野部落への入会関係がある諸部落

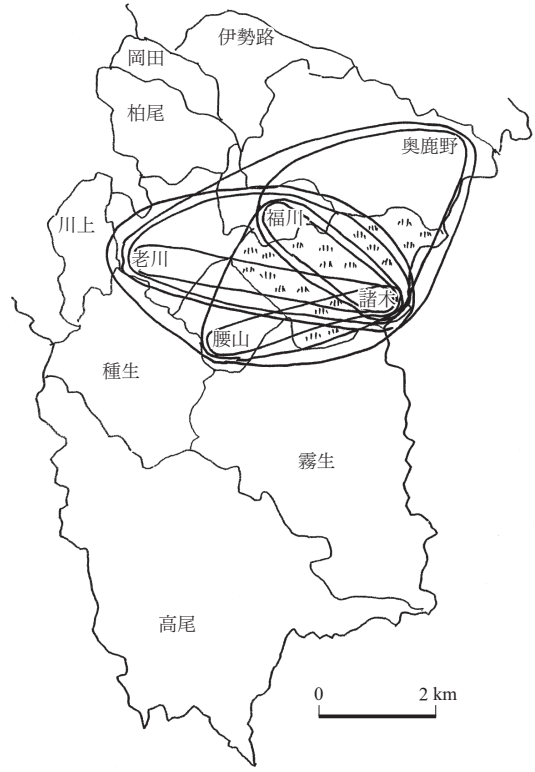


図6 旧矢持村諸木部落領への入会関係がある諸部落

地が少く、それに対して広大な領域をもち、その広大な領域が隣接集落との共有入会関係の形で受け入れることになったものと思われる。

史料的には江戸時代当初の慶長14年(1609)に「奥鹿野邑領山際目取極書」<sup>(7)</sup>がまとめられており、邑(村)領域の画定が図られている。近世村切り的一端であるとも思われるが、中世末期には奥鹿野村が存在していたこともわかる。しかし、その直後の寛政3年(1626)には、隣接する伊勢地、岡田、寺脇の3村との間で草山をめぐる山論を生じている<sup>(8)</sup>。時代が下った幕末の慶安3年(1850)には柏尾との間で入会争論を生じており、江戸時代当初の新田開発にともなう採草地需要の拡大が最奥の奥鹿野にこのような共有入会形態の慣行をもたらしたといえる。

ただし、このような例は、やはり広い村領をもつ隣接の諸木にもみられ、8つの組み合わせの共有入会関係をもち(図6)、一方、領域が狭い隣接する福川は10の組み合わせの共有入会関係を周辺の村々と結んでいる(図7)。狭い領域ゆえ周辺の多くの村々と組んで採草地を確保したという見方ができる。伊賀の山間地域の村々では国境同士の関係はともかくどの村もこのような共有入会関係をもち、それが山論による対立を避ける知恵もっていたように思われる。

このような共有入会関係は、林野利用と林野所有関係を錯綜させるため、林野の官民有区分事業では民有林としての認定がされやすかったが、続く部落有林野統一事業ではその諸関係を紐解く必要があり、各村当局や村民にとって困難な状況をもたらすことにもなった。



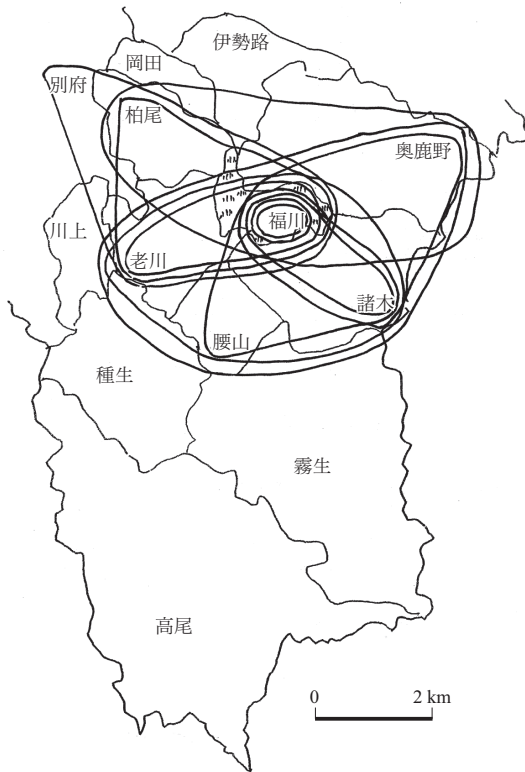


図7 旧矢持村福川部落への入会関係がある諸部落

#### (4) 無立木地の荒廃林野

もう一点は、すでに若干の事例図でも示したように、これら入会関係のある林野の多くが無立木の荒廃林野の状態にあったことである。ほとんどの林野は複数の村々の入会共有地となっており、採草が過度に行なわれたためである。

初めてデータとしてそれを確認できるのは明治44年(1911)の『三重県阿山郡治要覧』で、伊賀地域北半分の阿山郡の町村に関しては若干の不明町村も含まれるが、全体の大勢がわかる。図8はそれを町村別に示したもので、南部の名賀郡については不明であるが、個別資料で判明した矢持村のみ図示した。実際には前掲した林野利用図からもわかるように、また、南部の町村は矢持村のレベルからもわかるように北部以上に無立木地が広がっ

ていたと推定される。

同図では阿山郡のうち判明分の町村の半分が50%以上の無立木地を有しており、採草地としての利用が中心であったと同時に、そのうちでも北部は陶土用土砂採取地も含まれ、それらが時に柘植川沿いの山地崩壊や水害をもたらしていた。南東部は布引山地系の山地が広がるが、いずれも30%以上の無立木地が存在しており、禿げ山地帯を生み出していたことがわかる。西北端の島ヶ原村は20%未満ランクでもさらに低レベルであるが、ここは1村1集落で小場(小字)による差はあるが、近世以来林野管理が行き届いていたためである。

このように伊賀地域全域に広がる無立木地の存在は、部落有林野統一事業により新町村に新たな財政力基盤をつくり出そうとする政府の思惑とは即時的には直結しない問題を含んでいた。そこでこの事業の延長上に将来の財政力基盤を確立するための植林事業が計画され、町村有林の経営がこれら山間の町村に課せられることになった。そしてこの計画が部落有林野統一の目的ともされ、町村当局、さらには町村住民への説得手段として使われることになったのである。

#### (5) 林野の官民有区分

農地を中心とした地租改正は、新政府の財政的基盤と直結するため、地籍図と土地台帳の作成をすすめ、試行錯誤ののち最終的には明治22年に全国的に完成した。

一方、林野は税収が期待出来ず、その取り組みは遅れ、作業内容はラフで、林野部分の地籍図は絵図のレベルであった。そんな中、政府は森林資源の優良地に着目し、それらを官林化して国の財政的基盤にし、独自の森林経営の樹立を意図するようになった。それは林野の官民有区分の基準にも適用された。

明治6年(1873)には林野を皇宮地、神地、官有地、公有地、私有地、除税地などに区分

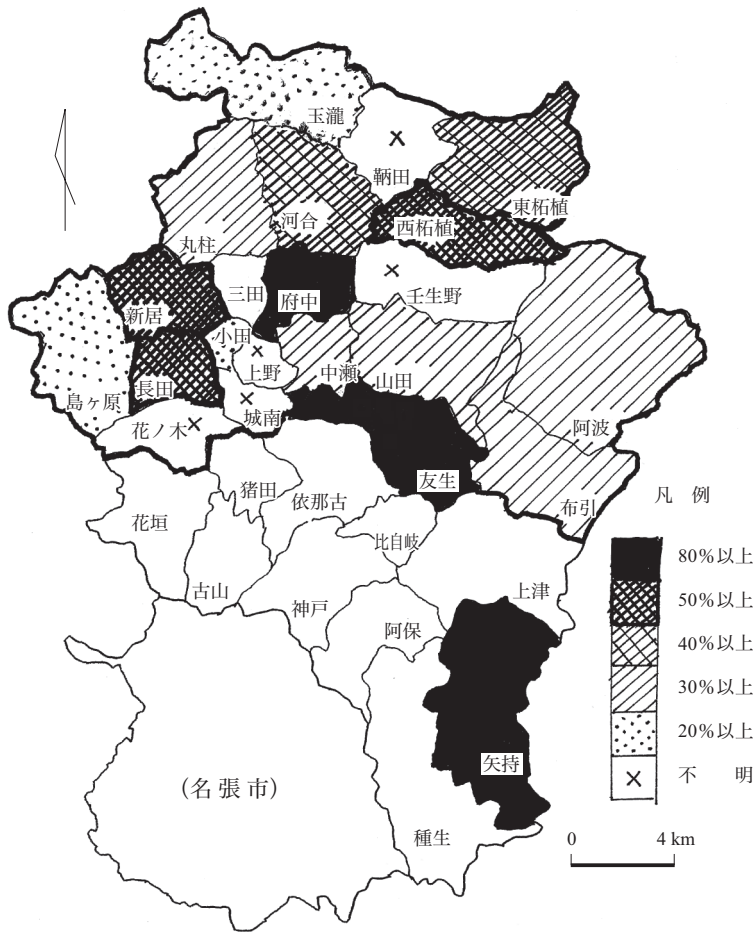


図8 旧阿山郡町村別公有林野における林野面積のうち  
無立木地面積の比率分布（1911年、明治44年）  
（『三重県阿山郡治要覧』より作成）

（注）名賀郡矢持村だけは判明した分を示した。

ただけであったが、翌年には林野を官有地第三種、私有地の民有地第一種、入会地と部落有林地や確証ある村有林地など民有地第二種、の大きく3種類に区分し、官民有区分を担当する「地租改正事務局」を設けた。しかし、実際の林野の利用形態や利用慣行は多様で地域差もあったことから各府県からの問い合わせが事務局に集中し、担当官が現地へ派遣され、その時の担当官の心得が官民有区分を左右することになった。そこでは非官林をいかに官林化するかが課題となっていた。

具体的には民有化には入会事実の証拠が有ること、植林や火入れの実体があること、しかし、天然草木の採取だけでは認定されないこと、などの条件が基準になるようになり、奥山など森林資源量が多いが民有の確証のないものは官林化、また商品経済が遅れ、林野地租が払えず、また官軍に敵対した東北地方や南九州などでは官林化がすすんだ。しかも、明治30年代からは政府の意向を受けた林学者による官林経営が進められ、官林に没収された地元住民の入会地もそれに含まれた

ため、官林の民有化への「下戻し運動」が全国の官林化された地域で生じ、政府は条件を提示して一部を民有林へ戻さざるをえない事態も発生した。

このような経過の中、伊賀地域では官林化は北部の旧阿拝郡、その後の旧阿山町一带に集中した。一つは土砂防止用で水害防止も兼ねた官林設定で、柘植川流域と木津川が合流する一帯の官林化である。旧島ヶ原村、旧花ノ木村の官林はすべてこの土砂防止用であり、旧丸柱村と旧河合村は3分の1から4分の1が土砂防止用に設定された。禿げ山地帯の保護である。もう一つは同地域にみられる藩政時代からの留山である陶土や松茸生産地の官林化である。

こうして旧丸柱村では約2,000町歩のうち官林が712町歩と村の30%余りを占めるに至った。『ふるさと諏訪』<sup>(9)</sup>によれば明治36年

から同38年にかけて、丸柱村内比曾河内などで20町歩ほどが民有林へ戻され、山中の神社へも払い下げがあったとされている。

それ以外の伊賀地域の中部から南部の林野は民有林として認定された。前述したようにこの地域の林野は入会林野が錯綜し、焼畑用の火入れの証拠もあり、それ以上に広大な荒廃林野の分布が官林化を妨げたといえる。

#### (6) 部落有林野統一事業

第2章の「背景」で述べたように、政府は林野の官民有区分のあと、そこに浮かび上ってきた広大な民有部落有林野を市町村有林である公有林へ追い込み、市町村財政の基盤を確立しようとする構想に踏み切った。それが明治38年(1905)から始まる部落有林野統一事業で、全国展開をすすめた。しかしそれは難事業であることにもふれ、とくに伊賀地

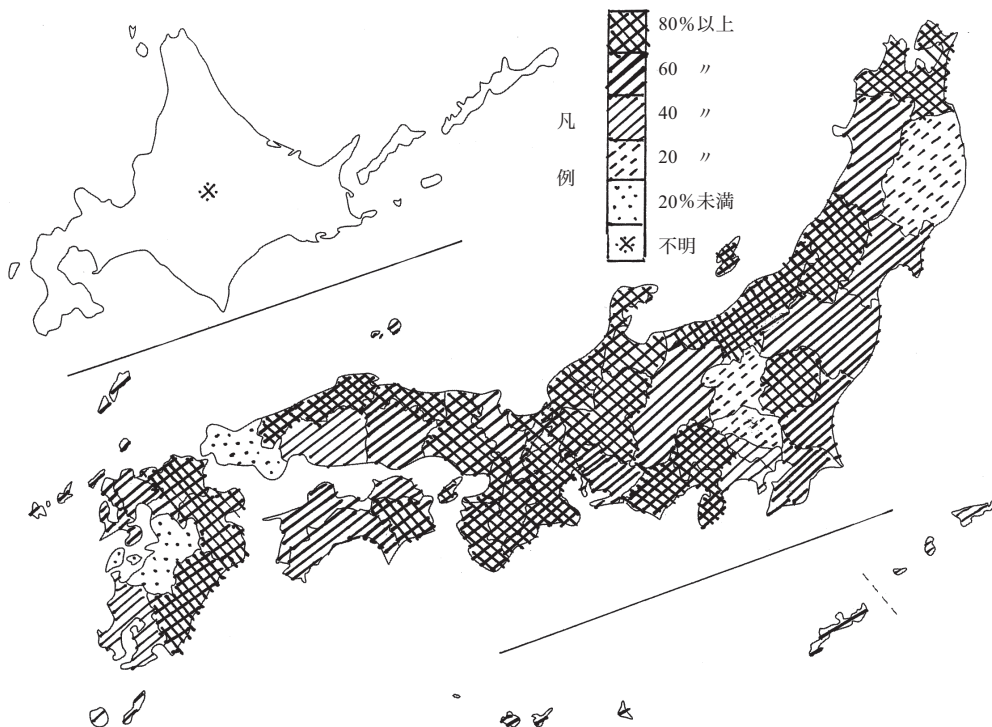


図9 公有的林野面積のうち部落有林野面積が占める比率の府県別分布(明治42年、推定値)  
(藤原康雄『公有林野整理経営』中データより作成)

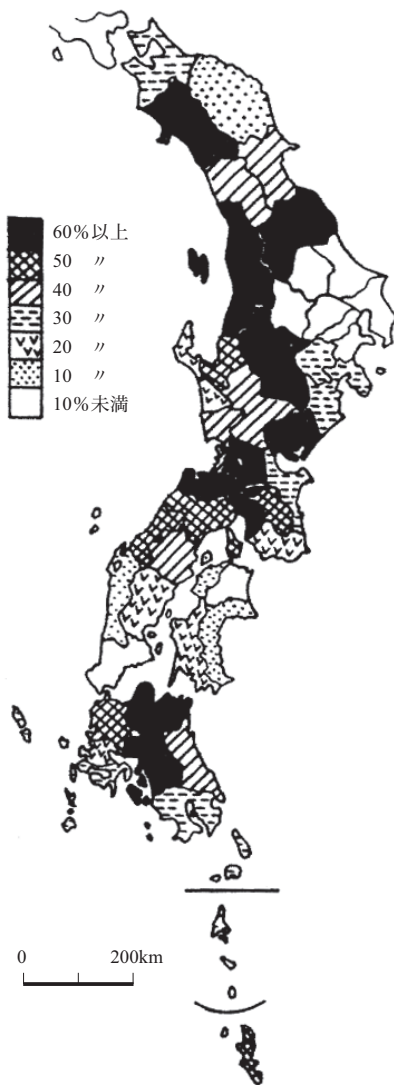


図10 大正10年(1921)における府県別部落有林面積の比率(明治38年の公有林+私有林の面積に対する比率) (藤田佳久『日本の山村』より)

域のような錯綜した入会林野関係の慣習にどう対処するかは全国の中でも大変難解なテーマであった。

図9は、明治42年(1909)における府県別公有林野(部落有林を含む)中の部落有林野の比率の分布を示したものである。近畿地方から日本海側、東九州、静岡などにその比率がいちじるしく高い。三重県もその高い比率のグループに属している。逆に岩手、群

馬、埼玉、山口、熊本の各県は低いグループに属している。山間部落の特性も関係している面と統一事業の進展のあらわれている面がある。ただし、全体としてみるとなお全国的に公有林野中に占める部落有林野の比率はほとんどが過半を占める大勢にある。

一方、図10は部落有林野統一事業がほぼ一段落した時期の公有林と私有林の合計値に対する部落有林野面積の比率を示した。官林は除かれているが全国的なこの時期の部落有林のウェイトがうかがえる。図9と直接的な比較はできないが、半分以上を占める府県は近畿地方から愛知、長野、新潟、福島へのゾーン、九州北部、秋田、富山、鳥取など、いくつかの地域的まとまりがみられる。部落有林野統一事業が遅れ気味のグループだといえる。そのような中で三重県は半分以下のグループに属しており、同事業がかなり進捗したことを推測することができる。実際、三重県南部の熊野灘沿岸町村一帯は早々と部落有林野統一事業を完了しており<sup>(10)</sup>、三重県当局自体がその方向性を高めて同事業へ対処した気配もうかがわれる。

#### 4. 伊賀地域における部落有林野統一事業の展開

では、以上のような経過をふまえ、三重県伊賀地域ではどのような形で部落有林野統一事業がすすんだのか、若干の事例から検討する。

##### (1) 旧布引村の場合

###### ① 村の概要

旧布引村は明治22年(1889)の市制・町村制時に、布引山地に囲まれた村として村名が命名され、その前の区制時代の広瀬村の領域をそのまま踏襲して成立した。村内は近世の藩政村である川北村、広瀬村、奥馬野村、中馬野村、坂下村からなり、柘植川支流の服

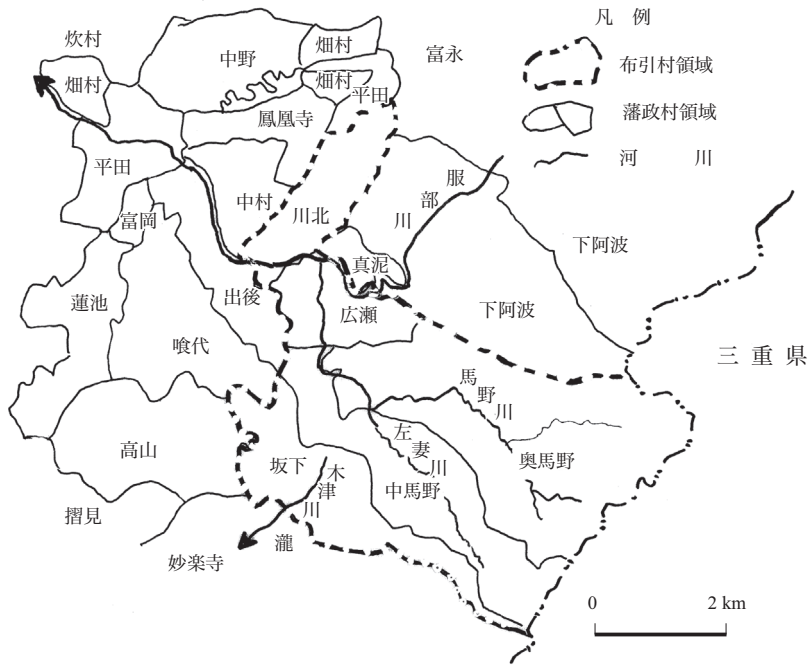


図11 布引村村内領域図

部川中流（川北村、広瀬村）と服部川支流左妻川（中馬野）と馬野川（奥馬野）、そして木津川の最上流の水源域（坂下村）に領域が広がっている（図11参照）。明治22年には柘植川流域に布引村とともに山田村、阿波村が誕生し、戦後になって大山田町へと合併統合された。

明治22年の布引村の規模は、人口1,202人、戸数238戸、水田112町歩余、畑23町歩余、宅地11町歩余、山林925町歩余、原野4町歩余、雑種地54町歩余、合計1,132町歩ほどで、前掲3村のうちでは山田村（4,455人）、阿波村（2,407人）に比べて最も小さな村であった<sup>(11)</sup>。

村内の旧藩政村（大字、部落と称されることになる）は各支流域に分離配置され、各部落間の交通条件は良好でなかったため、部落毎のまとまりは強かったが、布引村としてのまとまりは当初弱かった<sup>(12)</sup>。主要な生業は養蚕、茶生産、薪炭生産が主力で、農地は1戸当り水田が5反歩、畑1反歩と零細だが、

林野面積は前述の台帳面積は932町歩で、実測面積は2,200町歩に達している。しかし、その多くは荒廃林野であり、各部落には財産がなく、当然新生布引村も基本財産を欠き、新しい村としての教育や戸長事務、公共施設の充実は容易でなかった。しかも、一般住民は村の基本財産充実の必要性への意識を欠いていた。

## ② 林野の状況

部落有林野が多くを占める林野の状況を2葉の図からみしてみる。

図12は明治18年（1885）における字山ノ田の地籍図から土地利用を示したものである。それによれば川沿いの沖積低地や山地斜面上の緩斜面上に棚田が分散状に分布し、畑はほとんどない。また、稲干場は沖積低地だけでなく、棚田毎に設けられている。この時点では、水田には豪雨の跡らしく斜面崩壊で棚田の一部が流失あるいは埋積した荒田と化している。これら水田を囲む斜面は水田への施肥用の草地であり、草地斜面の崩壊の全容



図12 旧阿山郡布引村字山ノ田の土地利用構成（明治18年）

は示されていないが、草地斜面ゆえの山地崩壊が水田を荒廃化させたことは読み取れ、同時に斜面の草地への管理が十分に行なわれていなかったことも示している。

また図13は布引村伊勢路沿いで上津村方面へ至る通路沿いの土地利用図で、明治中期に作成された。原図は縦の縮尺と横の縮尺が別々に記され、両者の縮尺差はかなり大きく、同図は横方向にかなりの広がりをもって描かれている。したがって実際とのイメージは異なる。

それによると、川沿いの沖積低地の一部や山地斜面の一部の緩斜面上に棚田がみられるが、畑の方が広く利用され、集落は川沿いの

水田と斜面上の畑に囲まれた形をとっている。草生地はそれら耕地に付随するようにみられ、これらの草生地は直接管理された利用地とみなすことが出来る。そしてこれらを取り囲んで山地が迫り、その一部に雑木がみられるが、それ以外は採取だけの荒廃した山野になっている。この両図は荒廃林野を強調するために示したのではなく、他の図幅においてもほとんど同じ状況である。

これらの点について、明治末期に記された布引村の「山林の沿革」<sup>(13)</sup>では次のように記録されている。

「抑往昔ノ山林ノ状態ハ記録ノ残存スルモノナク、唯々、口碑ニヨリテ其一班ヲ知

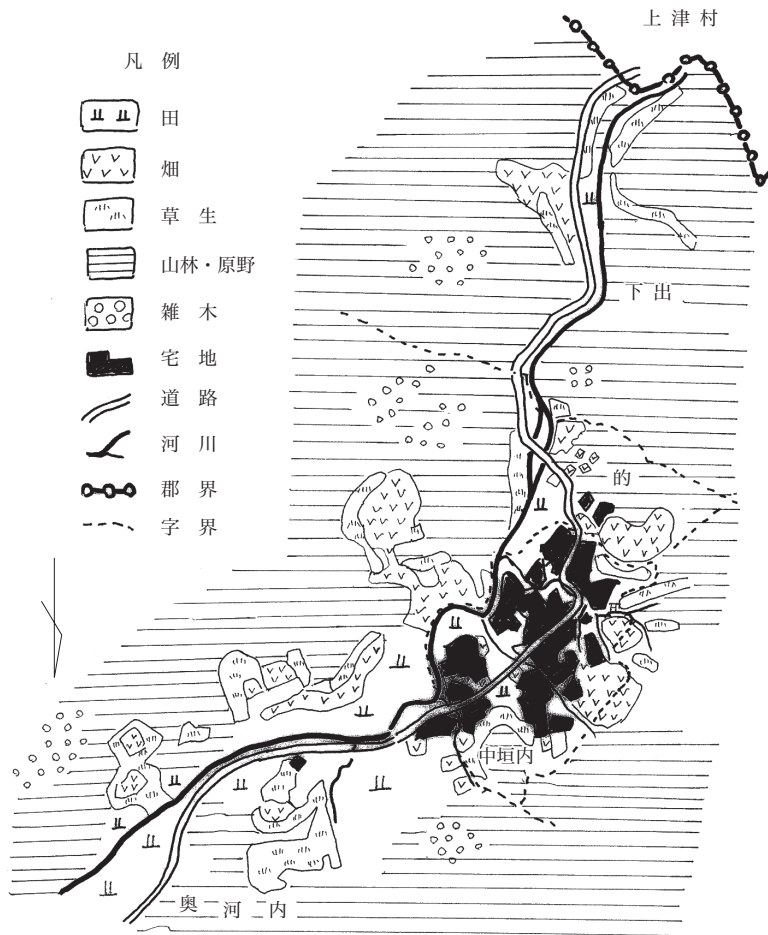


図13 旧阿山郡布引村伊勢地道沿いの土地利用構成 (一部) (明治中期)

リ得ベキモノニシテ、詳細ハ明瞭ナラズト雖、思フニ山林管理ニ関スル施設ハ頗ル完備ヲセシモノノ如キモ、森林造成ニ関シテハ之ヲ放任セシモノノ如シ。殊ニ戸口ノ寡キニ比シテ広漠タル山野ヲ占有セシ本村ニアリテハ、故ニ造林保護ヲ待タズシテ、優ニ一般住民ノ需要ヲ満タスコトヲ得シニ依リシナラン。サレバ人家ニ近キ山野ハ大字民有ニ帰シ居リシモ、稍距離遠キ山畑ハ皆部落ノ共有ニシテ、甚ダ広キ面積ヲ有シ、重ニ緑肥及小柴ノ採取ヲナシ、一ハ緑肥ノ成長ヲ促シ一ハ山間ノ田畑ニ於ケル野獸ノ侵害ヲ防ガンガタメニ四境ヲ広潤スル目的ヲ以テ、毎年三月中旬、火ヲ放チテ之ヲ焼

キ払ヒシモノニシテ、焼痕黒ク、四山皆炮烙ヲ伏セタルガ如ク、晩春雨後焼山ヲ探リテ子女ノ草蓆ヲ折ルハ亦田園行楽ノ一ナリ。(中略) 初冬秋取ヲ片付ケ大根曳ヲ終レバ、壯者ハ男女ヲ問ワズ出デテ部落有山ニ小柴ヲ刈ルヲ慣習トセリ。カクシテ焼棄濫伐ノ結果、村内山野ノ大部ハ赭山トシテ永ク委セラレタルニ (以下略)

また『三重県阿山郡布引村整林概要』<sup>(14)</sup>によれば、村持(部落有)の入会山については、以前から伐木や火入れの慣習があり、「山林」とは名ばかりで、実際は草生地にすぎなかったこと、明治11年(1878)に火入取締法が設けられたが、小柴、緑肥、秣など

の採取は農民の自由にまかせられていた、と記し、以上のようにほとんどの入会地は草地状態で無立木の荒廃状況にあったことがわかる。

そしてそのような状況は、林野の官民有区分時に官林化されにくく、民有林地となった。

### ③ 複合する共有入会林野

このような状況下で、明治22年の市制・町村制の施行のあと、部落有林野統一事業が政策として伊賀地域へも展開され、布引村も例外ではなかった。しかし、前述したように伊賀地域の部落有林野は相互に共有入会林野状態が錯綜しており、単純に新生布引村へ部落有林を提供できる状況にはなかった。その実態についてまずみてる。

前述したように複数の部落の組み合わせによる共有入会関係は、伊賀地域の山村では一般的にみられた。旧布引村でもそれは同様であった。

図14から図18は旧布引村を構成していた各部落へ入会した他部落との組み合わせを示したもので、図14は奥馬野、図15は中馬野へのそれぞれの共有入会の結合を示している。両者とも旧布引村では最も多い4つの組み合わせが形成され、原則的にはより近接する部落群との共有入会関係を示している。川北部落はやや離れているが自前の領域が狭く、不足分を奥馬野と中馬野さらには下阿波や平田、広瀬の各部落領内へ他部落と連れ合う形で共有の入会地を形成したと思われる。そしてこの川北領へは広瀬と下流で隣接するやはり領域の狭い中村の2部落だけが共有入会地を設定している（図16）。

また、図17の坂下は水系が異なるものの、林野は連続している中馬野と奥馬野、そして高山、喰代の4部落が各々の組み合わせで入り込んでおり、部落有林野統一事業による林野整理が大変なことを推定させる。また、広瀬は領域が狭いため隣接する川北だけがこの

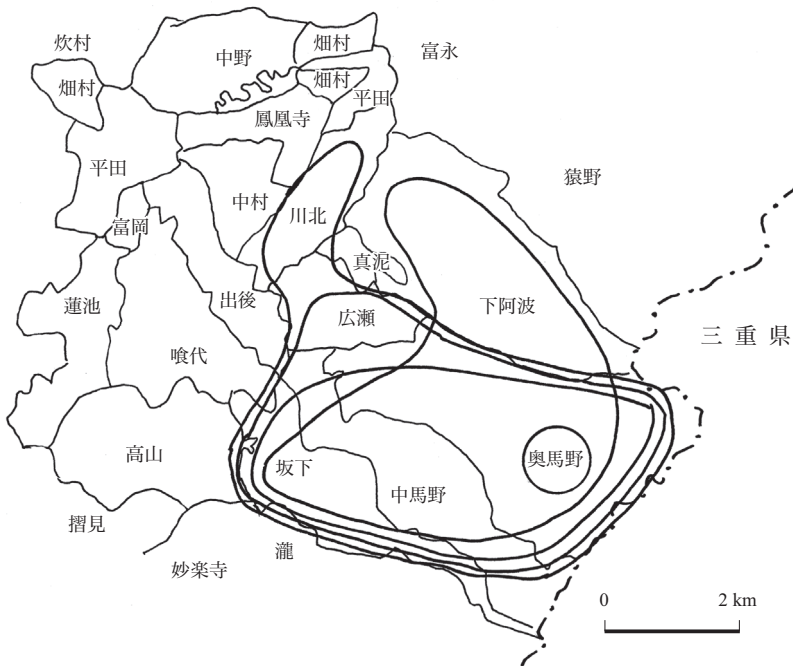


図14 旧布引村奥馬野部落（大字）へ共有入会関係のある諸部落の広がり  
（『三重県阿山郡布引村整林概要』より作成）



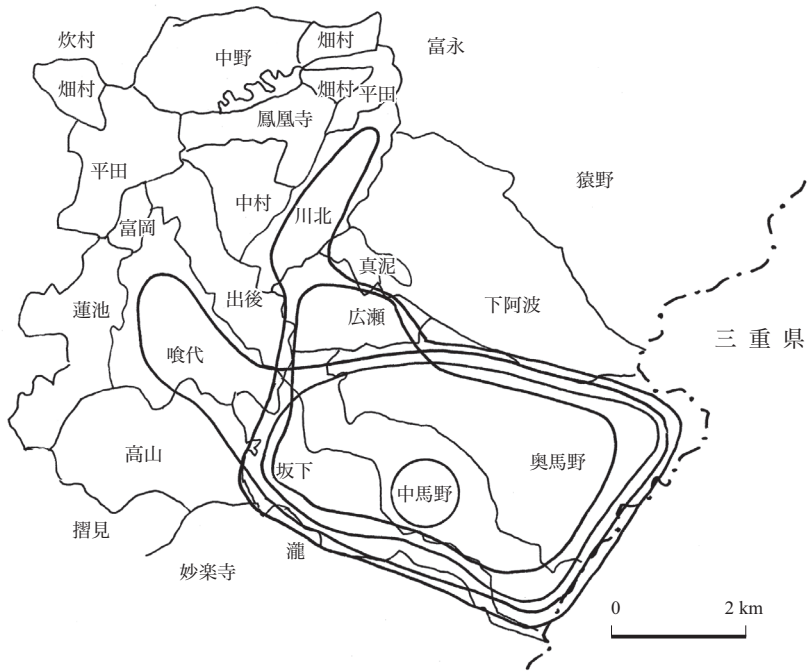


図15 旧布引村中馬野部落（大字）へ共有入会関係のある諸部落の広がり  
 (『三重県阿山郡布引村整林概要』より作成)

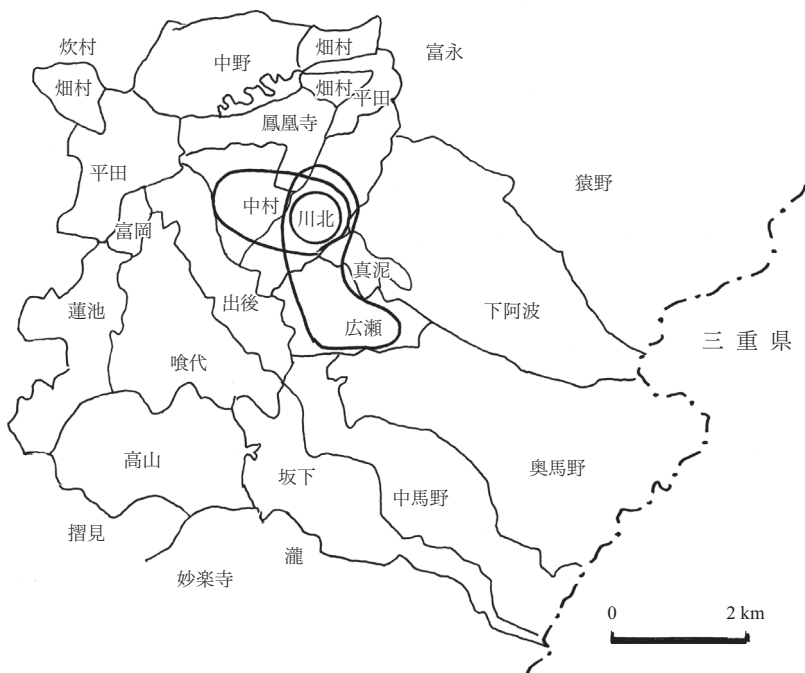


図16 旧布引村川北部落（大字）へ共有入会関係のある諸部落の広がり  
 (『三重県阿山郡布引村整林概要』より作成)

(18) 明治期の三重県伊賀地域における部落有林野利用と部落有林野統一事業について

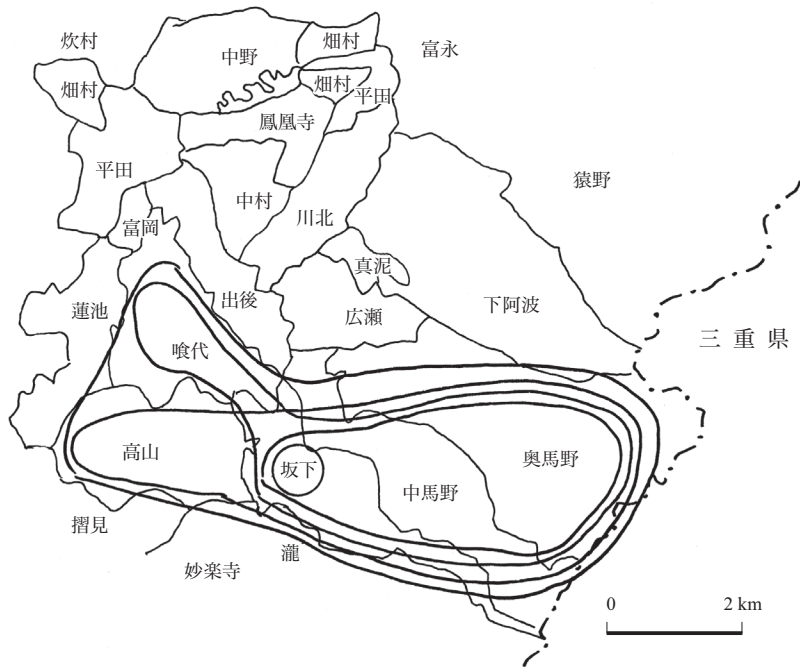


図17 旧布引村坂下部落（大字）へ共有入会関係のある諸部落の広がり  
 (『三重県阿山郡布引村整林概要』より作成)

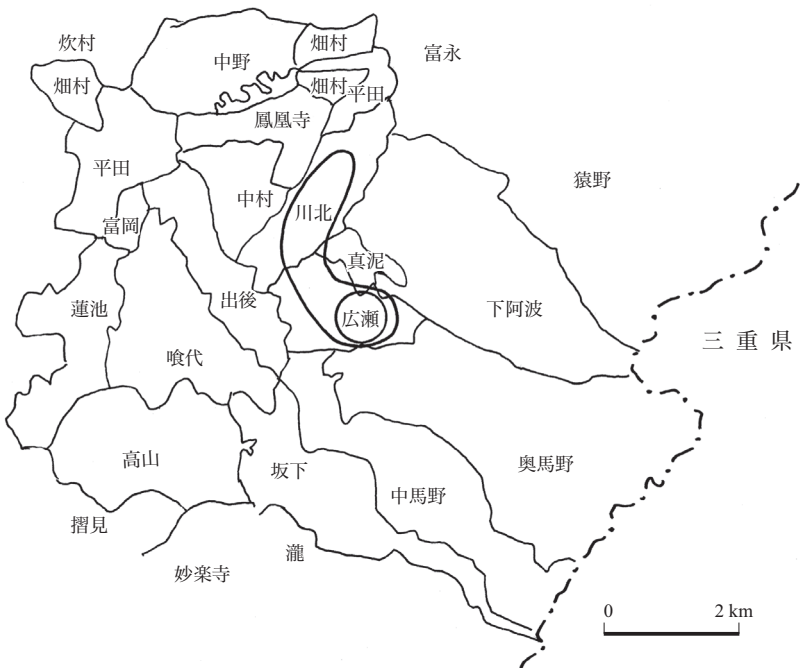


図18 旧布引村広瀬部落（大字）へ共有入会関係のある諸部落の広がり  
 (『三重県阿山郡布引村整林概要』より作成)

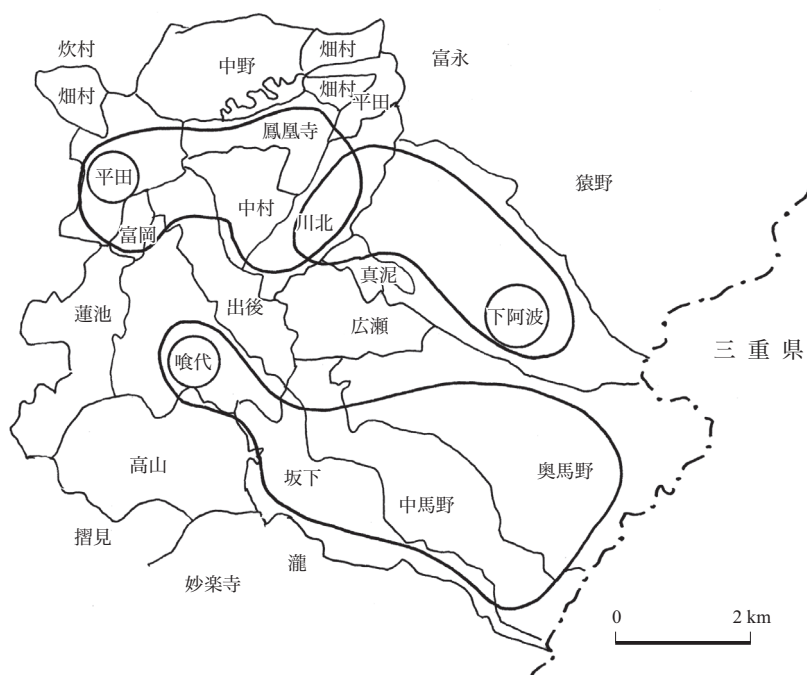


図19 旧山田村平田、旧友生村、喰代、旧布引村、下阿波の各部落（大字）へ共有入会関係のある諸部落の広がり（『三重県阿山郡布引村整林概要』より作成）

時点で入り込んでいる（図18）。

そのほか旧布引村内の部落で村外の部落へ共有入会関係をもつ例を図19に示した。川北はさらに下流の平田へも他の3部落と組んで進出し、坂下は奥馬野および中馬野と組んで喰代領域へ進出するなど、喰代が坂下や中馬野の各部落領域へ進出している見返り関係がみられる。これらの諸関係は前述したように各部落の採草活動の絶対的安定と相互の共存を図ろうとする知恵が歴史的に形成されてきたものとみると、ユニークな共有入会システムだといえる。

このような部落間相互の共有入会関係の始まりについては資料を欠くが、前述したように奥鹿野領境を決定したあとすぐに隣接する3村と草山をめぐる山論が生じており、そのような経緯の中から相互の共存手法がこのような形で工夫されたものと考えられる。

この関係は明治初期の地租改正時の土地台帳からも裏付けられる。たとえば、「山林竹

林反別地価調帳 伊賀国山田郡廣瀬村<sup>(15)</sup>の記録は、私有の山林竹林所有面積が名寄形式でまとめられている。地目は「林」で合計42町歩余、所有規模はほとんど1町歩以下、それも数畝レベルの零細である。地目「竹林」はさらに零細で1畝以下がほとんどで合計でも8畝13歩に留まっている。私的所有規模はきわめて少なく、自宅周辺に限られていた。しかし、地目「山」は1筆数町歩以上にはね上るが、個人有の「山」は存在していない。所有者は廣瀬村の「一村持山」6町5反余のほか、「廣瀬村と河北村の入会持」として3町5反余、「廣瀬村、川北村、下阿波村の入会持」として10町歩計上記録されており、これら共有入会林野は廣瀬村の山林面積142町歩の約1割を占めている<sup>(16)</sup>。この台帳のみに限定すれば、合計約63町歩のうち13町歩余を占め、21%を占めている。廣瀬村は共有入会関係の組み合わせ数も少なく、共有部落数も少ないためこの程度であるが、多くの

共有入会を受け入れている部落ではそれが80%以上を占めるケースもみられる。

#### ④ 部落有林野統一事業展開への苦悩

以上のような林野をめぐる部落単位の共有入会関係が錯綜する中、政府からの部落有林野統一事業による村の基本財産づくりが政策として打ち出された。

村長はじめ村当局は新たな村の財政力強化のため、その方策を検討したが、住民は前述したように無関心であった。

そこで村当局は有志によるこの問題を検討する談話会を組織し、月1回の会合をもった。その過程で収入役の西尾太治郎が特別地価修正による減租分を抛出して積み立てる案を提案し、村長の馬岡清太郎がそれに共感同意して実施された。こうして明治23年(1890)から5カ年間に1,193円余りが積み立てられ、それに1戸当り6円の寄付を集め、明治36年(1903)には2,900円に達した。しかし、この時期、日清戦争を挟み、経済が発展する中、物価も上昇し、目減りも激しかった。

そこでようやく村有林設定と植林による村の基本財産づくりの方向へたどりつき、明治37年、各部落から部落有林の一部提供を図った。その結果、実測171町歩の林野が提供され、村有林が生まれた。しかし、当然ながらそのすべては荒廃林野であった。村有林の基本財産づくりにはこれまた当然植林が必要であった。当時の村にはその余裕はなく、うち30町歩のみを村有林として毎年3町歩ずつ植林し、残る126町歩は阿山郡模範植林地として提供し、そこへ分収による将来の収入を図ることとした。

一部を村へ村有林として提供した各部落は、広大な部落有林を温存することになり、部落のまとまりのためにもそれを村有財産へ提供するという考え方は皆無であった。そのような中、明治38年(1905)、「公有林野整理規則」が公布されたが、事態は変わらなかった。それに錯綜する共有入会関係の存在の

ほか、部落有林中への個人の占有分割地があり、山間集落では耕地の周囲への植林を拒む慣習、また資産を持たぬ農家にとって部落有林野での採草、小柴、稗採取は生計維持上不可欠な条件にもなっていた。そのため、このような事態を変えられない状況にあった。

事態が動かない中、村100年の計画に部落有林野統一が不可欠とする村当局の強い思いもあった。

そこで、他村でも行なった例のある各部落から計3名の委員を選出し、布引村以外の村との共有入会関係の解消と各部落有林野の処分方法について協議することをスタートさせた。しかし、議論は大局を論じることなく、すべて利害衝突の場となり、やがて感情の対立となり、「嘲罵怒喝」の場となり、あるいは一言の発言もない沈黙の会合になったほか、この時とばかり各部落では警鐘を乱打するなど混乱の状況が続いた。そんな中、委員達は暑さ寒さにもめげず、終日村内の各地現地を巡り、每晚議論を重ね、その苦心は惨澹たるものであったと記されている<sup>(17)</sup>。

こうして、旧布引村の部落有林野統一の各部落・住民との交渉は暗礁に乗り上げてしまった。

そんな状況は伊賀地域だけでなく、全国の山村でも共通の難題となった。多くの報告書にそれを見ることはできる。しかし、伊賀地域の各部落は錯綜した部落間の共有入会関係が重層化し、その解決は他地域以上に容易ではなかった。

そんな状況に新たな状況をもたらしたのが明治39年(1906)に政府によって打ち出された神社合祀政策であった。その政策の実施がすすむと南方熊楠が地域の伝統文化を破壊する悪政だと批判したのは有名な話である。そのためか後半の合祀の勢いは弱まるが、それでも全国では3割の神社が取りつぶされた。

明治政府は国家神道を国の礎とし、各神社

はその受け皿となった。しかし、日露戦争で勝利したとはいえ、日本経済は疲弊し、とりわけ農山村の疲弊は顕著であり、人心は乱れた。その乱れを制御するため、神社振興を策し、神社への公費負担を行ない国民の精神的統一をめざそうとした。そのためにはすべての末端神社や祠まで助成することは困難であり、新町村に一神社へ合祀する政策を打ち出したのである。それは従来の部落別に割拠する精神的紐帯の拠点としての神社をつぶし、それぞれの氏子圏を新町村の枠と重ね、行政圏とも一致させようとするもので、各県への指導が行なわれた。

それは部落有林野統一に難点を示す現場にとって、大きな手法として導入された。例えば、三重県内でスムーズに部落有林野統一事業を着手し完成させた北牟婁郡12町村のケースをみると、合祀前に郷村社24、無格社60、合計84あった神社が合祀後は郷村社15、無格社3、合計18となり、62の神社がつぶされている。町村数より合祀後の神社が若干多いのは、尾鷲などの町が含まれているためであるが、それでも尾鷲の郷村社は一つに合祀されている。記録によれば部落有林野統一事業に村内議論が沸騰したとあるが、上級官庁の指導と村内の名誉職員の尽力によったとあり<sup>(18)</sup>、上からの指導が強かったと理解される。

この神社合祀については早速布引村でも神職や氏子総代人を召集して協議されたが、激しい議論の末まとまらなかった。それでも粘り強い協議が重ねられ、明治41年(1908)4月19日、それまでの村内の5神社と18無格社を2神社にまとめる案まで到達した。しかし、村当局はあくまで1神社を主張し、住民との間に摩擦が生じた。その後、結局は監督官庁の指導があり、同年(1908)、5神社と18無格社を1村社へ合祀することになった。ここでも県や郡の指導が強かったのである。三重県ではこの神社合祀事業で実に9割

の神社がつぶされたことがそれを裏付けている。

こうしてこの1村社に対して1町4反歩の土地と4,260円の神社基本財産を設定し、5月19日には合祀祭を挙行する<sup>(19)</sup>という指導者側のす早い対応が目立った。

こうして、各部落の神社、無格社は消滅し、1村社へ統合されたことが、部落有林野統一事業実現への可能性をもたらすことになった。

#### ⑤ 部落有林野統一事業の達成とその手法

以上の神社合祀の実現という状況の上に、早速統一事業を図る林業委員会が設けられ、数十回の議論が重ねられた。その結果、各部落有林野はその3分の2を村有林へ提供し、残る3分の1は各部落で住民に無償分配することでまとまった。妥協的ではあったが一歩前進した到達点であった。

しかし、折から着任した八尾郡長は部落有林野の存続を認めないという強い主張を行なった。神社合祀といい部落有林野統一事業といい、三重県当局は政府案を忠実かつ強硬に進めようとしていたことがわかる。

こうしてあらためて協議をくりかえし、明治43年(1910)9月25日、ついに各部落有林すべてを村へ提供する完璧なレベルに到達した。最初の協議が行なわれた明治37年1月から7年の時間を要し、重ねた会合は700回に及んだとされる<sup>(20)</sup>。

こうして、台帳面積511町6反歩余、実測1,046町歩、水田1反余、畑5畝余、宅地4畝余、雑種地9畝余、溝敷4畝余、墓地2反余の村有林、村有財産が誕生した。

しかし、村有林への統合にさいしては、各部落に累積した他部落との共有入会林野の解きほぐしとその実績として重要であった。そこで以下のようにいくつかの付帯条件が付された<sup>(21)</sup>。

(イ) 本村の1ないし数部落と他村の1ないし数部落との共有入会林野については関

(22) 明治期の三重県伊賀地域における部落有林野利用と部落有林野統一事業について

係部落数で分割する。

- (ロ) 本村の数部落と他村の数部落との入会林野の上への他部落の入会分は、統一後に一部分を区画して使用料を徴収する形で地上権を与える。
- (ハ) 町村制以前からの各戸による分割占有利用分は不法であるためすべて回収する。
- (ニ) 山間水田に接続する山林に限り、その周縁15間分は植林せず、水田所有者は無償で使用できる。
- (ホ) 村内の各部落有林面積の大小の差、部落有林への複合入会分の存在は、無条件で村へ提供する。

このように付帯条件は各部落に累積する共有入会関係の慣行の一部は認めながらも処理をしようとしたことがわかる。これは関係する他村の部落有林野統一事業でも全く同じではないが類似の方法がとられており、いわば伊賀地域の部落有林野統一の手法とでも言え

る内容であった。

では、こうして統合成立した村有林はどのように運用されるようになったのであろうか。その台帳面積500町歩は実測1,046町歩の広大な提供を受けた林野となった。

統合のあと村有林の処遇と運用が検討され、図20のような利用形態として取った。同図は実測図ではあるが、正確ではない。大勢としては判断可能である。

すなわち、部落有林が提供されて総面積は実測1,046町歩になったが、その中には小規模な私有の耕地や林野が点在しており、これらは村有林経営には不向きのため、提供した縁故者へ特売し、その代金を村財産収入とした。いわば官林が行なった下戻しと同様の村有林の下戻しで、複雑な権利関係の一部を解消しそれが約230町歩ほどになったため、村有林の対象となる面積は実測で817町歩ほどに減少した。住民のための直接的な生活ベースは最低限還元した結果といえる。

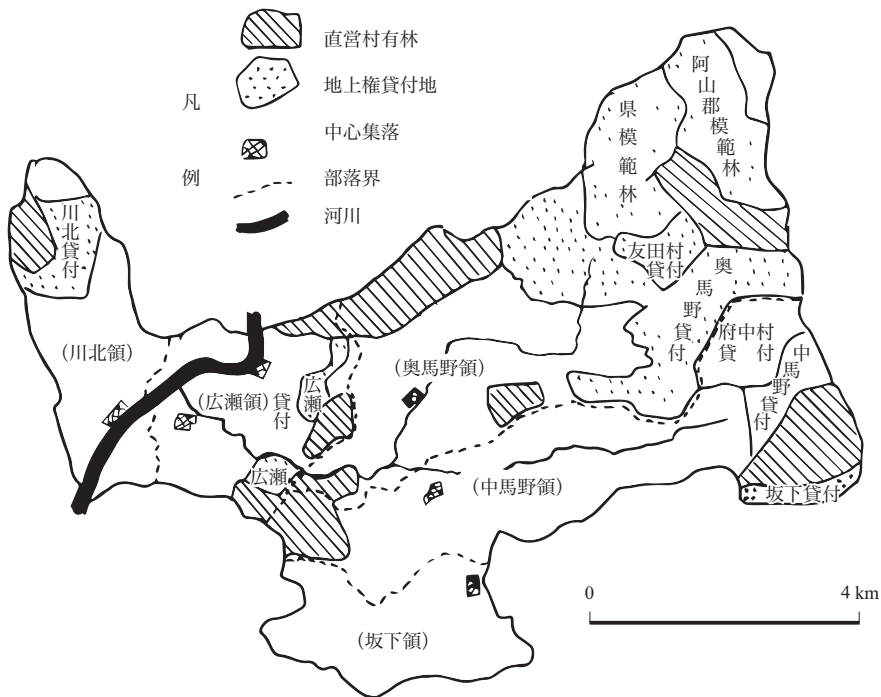


図20 旧布引村に成立した村有林と利用タイプの分布図

そして村の基本財産造成として植林経営をめざす面積は実測120町歩で、この部分は造成条例を設け、15年間で杉、桧、柏の植林を行なうとした。また、薪炭生産林も重要な基本財産になるため、櫟の植栽と天然林育成用に実測61町歩余を設けた。村直営は以上の2種、合計約180町歩ほどに設定された。

これは自前で全林野の植栽をすることは財政的に無理であったためである。そのためにいわば外資導入を図った。その1つが旧阿拝郡と山田郡が統合された新生阿山郡の模範林の誘致で126町歩余を設定、分取2分で60年の期間を設けた。もう1つが三重県模範林の誘致で45町歩余を設定、分取1分で70年間とした。

同様の主旨で次に村内の当該縁故部落への貸地を設定している。1つ目は川北部落の8名で5町歩余を設定。使用料に加え分取1分で60年間の地上権設定をしている。2つ目は広瀬部落21名への貸付で6町歩余。3つ目は川北の80名への貸付で使用料を徴取期間50年である。

同じく他村への貸付も行なった。1つは布引村からはやや離れているが同郡府中村で、領域内に林野の少ない村である。使用料のほか分取1分、60年間の地上権設定である。もう1つはこれも布引村からやや離れているが郡内の友田村で、使用料と分取1分、60年間の地上権設定である。

そのほか学校林として杉、桧、柏を植林するための6町歩を設定している。

また残余の96町歩余は植林予定地とし、この段階では具体的内容を決定していない。

村有林は以上のような運用計画を立てたが、同図をみると、純粋な村有林は第1段階で各部落から提供された部落有林野が分散的に分布しており、第2段階の全面的な部落有林の村有化への対応は、各部落へ貸与した地上権の分布が各部落の領域に対応していることから、旧慣行をかなり考慮した対応がなさ

れたことがうかがわれる。県や郡、それに府中村や友田村の貸付地は奥山に配置されている。一方、一旦村有林に統合されたものの住民が個々に利用していた林野や農地などは直営林化はむづかしいとして地元の利用者に返還されるが、それが河川沿いにも近い、また集落近傍の林野で、図中の白地の多くはそれに該当する。

## (2) その他の村々の部落有林野統一事業

伊賀地域の部落有林野統一事業は以上述べた旧布引村がその代表でありモデルであり標準例だというわけではない。伊賀地域の山村はこの旧布引村を境にして北部は丘陵性をベースにした山村、南部はまさに山地をベースにした山村と二分され、旧布引村はその中間的位置にあり、村域の下流部に位置する川北や広瀬は丘陵性の山村であり、奥馬野、中馬野、坂下は山地性の山村である。林野を主にみるならば、この旧布引村よりも南部の旧名賀郡の山村がより山村らしい地域である。

そこでこれら南部のより山村らしい村々での部落有林野統一事業について紙幅があまりないのでごく簡単にふれることとしたい。

ここで対象とする山村は旧上津村、旧矢持村、旧阿保村、旧種生村などであり、旧布引村の東北部に隣接して位置する旧布引村と同じ旧阿山郡の阿波村もそれに類する山村とみることが出来る。

概していえば、これら南部の山村は、明治初期の林野の官民有区分事業をすすめる過程で、ほとんど私有化されるほど荒廃林野が卓越しており、旧布引村と同様、共有入会林野が累層する部落有林野がほとんどであった。

しかし、日清戦争による木材価格の上昇の中で、個々の農家が荒廃林野に植林を試行し、植分け、占有化する事例がふえた。伊賀山地では奥山一帯にあたるこれら山村では荒廃林野は広大であり、それが可能であった。それは日露戦争の影響でさらに進展すること

になった。例えば旧阿波村では明治35年(1902)に占有化による私有林は3分の2を占め、阿保村では明治36年に58%を占めた。矢持村では明治44年に51%、種生村も同様な傾向にあった。この私有林化過程でその後の山林所有者間に大きな格差をもたらした面もあった。

したがって、これらの山村にとって、部落有林野統一事業は、大半の私有林を除いた無立木地が提供されたが、その過程でも関係部落への縁故特売が積極的に行なわれ、私有林のウエイトをさらに高めた。概していえば、南部の山村でも部落有林の村有林への提供は共有入会関係もあって、単純ではなかったが、部落相互に権利をもっていた点が、権利の紐を解く上で解き易さになった面もあった。そして部落有林野統一事業は前述したように縁故特売の流布により私有林化を促す結果にもなった。このことが、明治30年代から南部の山村では経済林をめざす植林の動きをもたらした。それは昭和前期に伊賀南部の山村に新たな林業ブームをもたらす契機ともなった。その点が旧布引村や北部の山村が正面からもっぱら村有林の確立を図ろうとした点とは異っていた。

部落有林野統一事業は伊賀山村の南部と北部とはその果たす役割が少し異って展開したといえることができる。

## 5. まとめ

以上、三重県伊賀地域を対象に明治期における林野利用と利用状況、その上に展開した林野の官民有区分事業、そしてそれが部落有林野統一事業にどう対応し再編成されたかについて検討した。

伊賀地域の山地は旧藩時代における基本的な林野政策はなく、もっぱら農業生産力の維持に中心が置かれたため、林野は農家の採草地として利用された。しかもごく一部を除い

て林野の私有化はみられず、林野利用は藩政村単位の入会採草地として展開した。しかも、これらの林野入会は他藩政村への領域へも相互に入会関係を生み、複数の藩政村同士の組合わせにより累層化される特異性をもった。これはある種の藩政村同士の共存関係を保障する知恵で、近世当初の藩政村同士の山論から得た知恵のように思われる。

当然この状況は明治に持ち越され、入会関係と採草条件改良のための火入慣行の存在は、林野の官民有区分において民有林にほとんど認定され、それが江戸時代以来の入会慣行を明治時代にそのまま持ち込むことになった。

明治22年の市制・町村制は明治政府による地方行政の財政力基盤の確立を狙ったものであったが、山間地域では新たに合併により誕生した村(明治行政村)に包含され部落と称されるようになった旧藩政村が部落有林を提供することはなく、政府の思惑通りにはいかなかった。逆に部落単位の紐帯がきわめて強固であることを浮かび上らせた。

そこで明治政府は山間地域に対しては新たに部落有林野を公有林とみなさしめるために部落有林野統一事業を展開した。それによって山間部の町村に町村有林を誕生させ、町村の財政的基盤を確立させる目論みであった。しかし、伊賀の山村は率先してそのような動きをするケースはなく、明治38年にその促進を図る法を公布し、県や郡の地方の官僚にその役を任じた。それは一方で確かに新町村にとっては助け舟でもあり、町村長はその方針を部落や住民に説得させ、部落や住民との軋轢を生じた。事例とした旧布引村では全く苦しい状況で、ようやく部落有林の一部を村へ提供したに留った。

そのような状況に風穴をあけたのが、神社合祀で、日露戦争による疲弊を精神的に神道によってまとめようとする手法であった。しかし、これはそれまでの部落という強固な紐



帯を打ち破り、中央集権下へ組み込もうとする目論みがあった。それは布引村の例でもわかるように結局功を奏し、部落有林野の統一を実現させ、形の上では新町村のまとまりを作り出した。その間の当局側と部落、住民との間の膨大な争いも含めた議論は、近世から脱し、明治の近代化への突破口であったように思われる。そしてそれを郡長など政府の末端機構が担った面は大きかった。

しかし、このような村有林の成立過程は、新村と部落や住民の間に生じた亀裂を多少なりとも修正しようとする形で対応した。旧布引村で示したように部落単位の旧慣を生かしながら、部落有林を失った住民を追い込むことは避ける知恵を示したからである。

上意下達の中央集権による政策が生活世界へ届く時に、机上で計画された政策内容を生活視点から修正し、部落や住民との関係を保とうとした村長や村の有力者の寛容の知恵がまだ生きていたと評価することが出来る。もしそうでなければ、村有林栄えて住民死すとなり、村の存立基盤は崩壊してしまう。そこに国家政策の遂行だけ考える任命知事および郡長と末端行政の現実感を持った行政首長との違いがみられたといえる。

そのような観点からみると、明治後期から大正初期にかけて展開した部落有林野統一事業は、旧布引村以外の伊賀南部の山村の対応も含め、国家・地域政策とそれへの住民の多様な対応を知る上できわめて興味深く、示唆にも富んでいる。さらに研究が進められるべきだと思われる。

〔謝辞〕本論を作成する上で、伊賀市史編纂室の方々、とりわけ笠井賢治、山本厚、山中ひろの各氏には大変お世話になった。また現地では奥田秀猛、立花隆司、磯沢宣昭の各氏、また伊賀市森林組合やマルタピアの方々ほかに多くの御教示をいただ

いた。厚くお礼申し上げる。

〔註〕

- (1) 藤田佳久 (1992) 「近世における林野利用の展開からみた東北日本と西南日本——木曾型および飛騨型林業の限界と吉野林業の集約的展開——」、『歴史地理学紀要』、175号。  
藤田佳久 (1981) 「入会林野のある村とない村」、地理学報告 (愛知教育大学)、第52・53号。
- (2) 藤田佳久 (1983) 「吉野林業技術・経営体系の地域的拡散とその受容に関する研究」、愛知大学総合郷土研究所紀要、第28輯。
- (3) 藤田佳久 (1977) 「入会林野と林野所有をめぐる」、人文地理、第20巻第1号。
- (4) 藤堂高文編 (1751) 『宗国史』、刊本は上野市古文書刊行会 (1979) 『宗国史、上、下巻』、同朋舎出版部
- (5) 藤田佳久 (1995) 「1850年頃の日本の林野利用」、『アトラス——日本列島の環境変化——』、朝倉書店所収。
- (6) 三重県阿山郡菟田村 (1912) 『三重県阿山郡菟田村村是』、同村刊。
- (7) 伊賀市史編纂委員会 (2012) 『伊賀市史、第5巻』、伊賀市刊。pp. 723-724。
- (8) 前掲(7)、pp. 725-726。
- (9) ふるさと諏訪編纂委員会 (1991) 『ふるさと諏訪』、同会刊。
- (10) 藤原康雄 (1911) 『町村自治の発展策 公有林野整理経営 部落有財産の統一』三浦書店。pp. 119-176。
- (11) 青山町史編纂委員会 (1979) 『青山町史』、pp. 32-33。
- (12) 三重県阿山郡布引村 (1917) 『三重県阿山郡布引村整林概要』(ガリ版刷り)。
- (13) 三重県阿山郡布引村長西尾太治郎編 (1912) 『三重県阿山郡布引村是』、同村刊、p. 127。
- (14) 前掲(12)。
- (15) 伊賀国山田郡広瀬村 (1873) 『山林竹林反別地価調帳 伊賀国山田郡広瀬村』。
- (16) 大山田村史編纂委員会 (1982) 『大山田村史、上巻』、同村刊。
- (17) 三重県阿山郡布引村西尾太治郎 (1911) 『整林紀要』(活字版)、馬岡家文書。
- (18) 前掲(10)。
- (19) 前掲(17)。
- (20) 前掲(17)。
- (21) 前掲(12)。